

社会関係立法審議進む

(西ドイツ)

連邦議会は今会期の社会政策関係立法でいくつかの重要な議案をとりあげている。労相Arendtはこれに関連して、低成長期における社会政策が勤労者の保障に決定的な寄与をし、景気の回復に至らしめることを指摘している。

医薬品市場改正法(Gesetz zur Neuordnung des Arzneimittelmarktes)は参議院の同意を得ることになっているが、これは既に現在行なわれている薬局の統一的な販売価格の実際を確保するものである。医療の分野で費用をおさえることを目的として、医薬品の価格を3.4%下げるとは、薬局の間隔を短縮し、新しい卸し商の間隔を定めることで達成できるはずである。もっとも疾病金庫はこの法律によっては、これと同時に薬局の金庫に対する値引きが7%から5%になるため、1.4%の値下げにしかならないだろう。

年金保険については、財政的にゆとりがあって、拠出の引き上げとか年金の削減といった事態はほとんどない、と労相は言明している。景気後退期に年金保険は重い負担を耐えねばならなかったし、それは1976、77年にもひびいている。しかし420億マルクの積立をもち、これは1969年のそれを200億マルクも上回っている。1975年に予言された赤字は現実には生じなかったし、1976年の収入も当初予測されたよりも順調であり、1977年も同じと見こまれる。

議会はまた障害児保護に連邦資金を5,000マルク上げて1億5,000万マルクとすることに同意した。これによりコンテルガン障害児に対する年金を25%上げることになる。議会は野党の提案による障害者スポーツ・センターをハイデルベルクに設ける案を委員会に付託した。野党の主張は、障害者がしばしば孤独におちいるのを、スポーツにより特別に接触をはかるようにし、独立性を与え

るようにするというものである。もっともこの面については十分な科学的根拠は示されていない。

18歳から23歳までの失業中の青年は今後児童手当と家族疾病介護の請求をもつようにするという、連邦児童手当法と年金保険法の改正案が与党から提出された。この法案が特に考慮しているのは、一般教育を終了した後、進学ないし就業できないでいる、18歳の青年である。

Süddeutsche Zeitung, 2. Juli
(安積鋭二 国立国会図書館)

東独の出産休暇、 育児手当法の改正

(東ドイツ)

東ドイツでは5月27日妊娠・出産休暇その他について法律が改正された。その要点は次の通りである。

(妊娠・出産休暇)

強制保険加入の女子は、1子の出産に伴ない、出産前6週間の妊娠休暇と出産後20週間の出産休暇を与えられる。これにより出産休暇は8週間延長される。

多子出産または難産の場合出産休暇は22週間とする。難産の場合の休暇延長は医師の証明を要する。多子出産が難産と同時に生じたときも出産休暇は22週間とする。

出産が予定より早いときは利用しなかった妊娠休暇の期間だけ出産休暇を延長する。出産が予定より長びいたときは妊娠休暇は出産の日まで延長する。

出産後6週間してなお子が入院治療をしているか、または出産休暇中の後期に子の入院治療が始まったときは、母親は出産休暇を中止して、子の介護のため出産休暇の残りの期間を子の入院終了の時から請求することができる。残り